

高山市避難行動要支援者支援計画

令和4年3月

高山市

目 次

1 基本方針	
(1) 基本的な考え方	・・・ 2
(2) 本計画の対象者（範囲）	・・・ 3
2 支援組織の設置と役割	
(1) 避難支援体制（市各部局や関係機関の役割分担等）	・・・ 4
(2) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保等の発令・伝達方法	・・・ 4
(3) 避難誘導の手段・経路等	・・・ 6
(4) 避難所における支援方法	・・・ 5
(5) 避難行動要支援者避難訓練の実施	・・・ 6
(6) ハザードマップ等の整備・活用方法	・・・ 7
3 避難行動要支援者台帳の整備	
(1) 避難行動要支援者情報の収集・共有の方法	・・・ 8
(2) 台帳記載内容	・・・ 11
4 個別避難計画の概要	
(1) 個別避難計画の基本方針	・・・ 12
(2) 個別避難計画の策定方法	・・・ 12
(3) 個別避難計画の策定範囲	・・・ 12
(4) 個別避難計画の共有範囲	・・・ 12
(5) 個別避難計画の管理	・・・ 13

1 基本方針

(1) 基本的な考え方

(1) 基本的な考え方

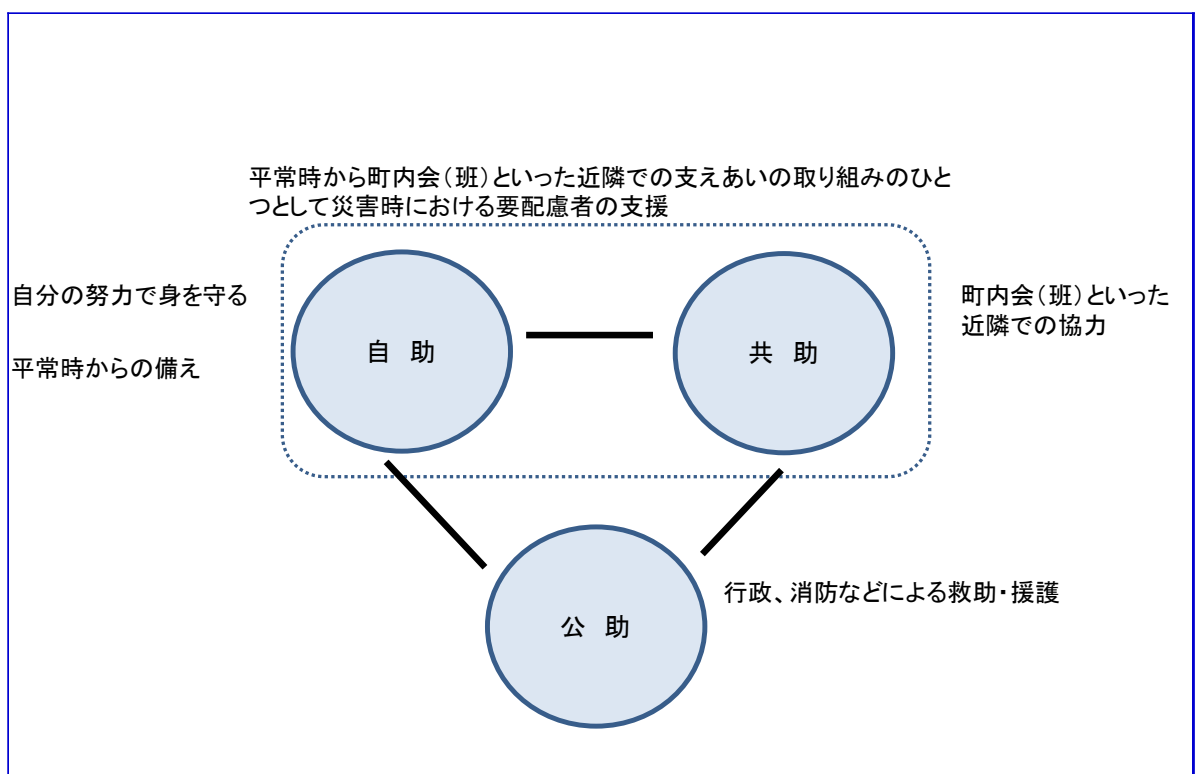
本市では、平成16年10月に発生した台風23号による災害で、3名の犠牲者、1名の行方不明者が生じるなど多大な被害が発生しました。

また、平成23年3月の東日本大震災などの地震災害や豪雨、土砂災害など全国的にも大きな災害が発生しており、それらの災害による犠牲者の内、高齢者の割合が高いなど、近年、避難に時間を要する要配慮者の被災が目立っていることから、あらかじめ、気象警報・注意報、洪水予報や土砂災害警戒情報などの情報の伝達体制を整え、要配慮者が円滑かつ迅速に避難するための支援体制を整えておくことが重要です。

そのためには、各地域において、災害時の避難にあたって支援が必要となる人を特定し、日常の状況の把握に努め、その一人ひとりについて、「災害時に誰が支援してどこの避難所等に避難させるか」などを定めておく必要があります。

この計画は、災害対策基本法及び市地域防災計画に基づき、災害発生時における避難行動要支援者への支援を適切かつ円滑に実施するため、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を踏まえ、本市における避難行動要支援者の避難支援対策について、主として指定避難所までの第1次（初動）避難に係る基本的な考え方や進め方を中心にまとめたものです。

また、平常時における町内会（班）や自主防災組織による地域での見廻り、見守り活動などの取り組みを踏まえつつ、避難行動要支援者の支援は、自助・地域（近隣）の共助を基本とします。



(2) 本計画の対象者（範囲）

本市における避難行動要支援者は、在宅生活をする方のうち、必要な情報を迅速・的確に把握し災害から自らを守るために安全に避難するなど災害時の一連の行動をとるのに支援を要する方とし、具体的な対象者は次のとおりとします。

- ①介護保険における要介護認定を受けている方
- ②身体障害者手帳1～3級・療育手帳・精神保健福祉手帳を所持されている方
- ③一人暮らしの高齢者の方、高齢者のみの世帯の方
- ④その他妊婦、外国人居住者など自力避難が困難で、台帳登録を希望する方及び現台帳（平成20年度に市が作成した災害時要援護者台帳）に登録されている方

2 支援組織の設置と役割

(1) 避難支援体制（市各部局や関係機関の役割分担等）

市は、地域防災計画一般対策編に基づき、市役所内に横断的組織として「要配慮者支援班」を設けます。

要配慮者支援班の構成及び業務は以下のとおりとします。

①構成

防災担当部局や福祉担当部局を中心に構成します。

②業務

災害発生時において、要配慮者・避難支援等関係者への避難情報の伝達業務、避難誘導、被災の恐れがある地域に居住する避難行動要支援者台帳登録者などの安否確認や避難状況の把握、関係団体等との連携・情報共有などを行います。

また、地域における支援組織の連携を図るため、高山市避難行動要支援者支援対策協議会での議論を踏まえ、平常時の地域（狭い範囲）における見守り体制の構築をすすめます。

避難行動要支援者の指定避難所までの第1次（初動）の避難支援にあたる避難支援等関係者については、避難行動要支援者台帳に記載し明確化するものとし、これまでの平常時における町内会（班）での取り組みを踏まえ、町内会（班）レベルといった近隣の組織（方）を基本として選出します。

(2) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保等の発令、伝達方法

市は、避難情報判断・伝達マニュアルにより、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保等を発令する際の判断基準及び伝達方法を定めています。

避難に関する重要な情報については、防災行政無線、高山防災ラジオ、高山市メール配信サービス、CATVなどさまざまな手段を活用して、避難行動要支援者及び避難支援等関係者へ情報を提供します。

また、市から各町内会長（又は自主防災組織の代表者）や福祉関係機関・団体のネットワークを通じて、直接避難行動要支援者及び避難支援等関係者への情報を伝達する体制を整備します。

情報伝達にあたっては、避難行動要支援者の状況に応じて、特別な配慮が必要な方への伝達手段についても配慮を行います。

要配慮者又は避難支援等関係者等に対する情報伝達については、さまざまな手段を活用し要配慮者支援班が行います。

(参考) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保等について

避難情報等			防災気象情報
警戒レベル	居住者等がとるべき行動	避難情報等	警戒レベル 相当情報 (例)
警戒レベル 5	命の危険 直ちに安全確保 ・指定緊急避難所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。	緊急安全確保	大雨特別警報 氾濫発生情報
警戒レベル 4 〈全員避難〉	危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。	避難指示	土砂災害警戒 情報 氾濫危険情報
警戒レベル 3 〈高齢者等は避難〉	危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等は危険な場所から避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。 ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。	高齢者等避難	大雨警報 洪水警報 氾濫警戒情報
警戒レベル 2	自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により自宅施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等の再確認、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認する。	洪水、大雨、 高潮注意報	氾濫注意情報
警戒レベル 1	災害への心構えを高める ・防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める	早期注意情報	

参考：内閣府「避難情報に関するガイドライン 令和3年5月」

(3) 避難誘導の手段・経路等

市は、平常時から高山市職員初動マニュアル等において避難所配置職員の役割分担を明確にするとともに、消防本部、消防団、自主防災組織等と連携して避難誘導などの対応を行います。

要配慮者自身も、可能な限り自宅から避難場所等までの避難経路を避難支援等関係者とともに確認しておくよう啓発します。

また、避難行動要支援者の避難支援中に避難支援等関係者が死傷する事故が発生した場合の補償等の対応については、引き続き検討を行います。

(4) 避難所における支援方法

本計画は、避難所までの第1次（初動）避難の基本方針を定めたものですが、第1次避難と避難所は連動しているため、避難所における支援方法についても方針を定めます。

①避難所における支援対策

避難所においては、障がい者用トイレ、スロープ等の段差解消設備や畳・マットの敷設のほか、プライバシー確保といった環境整備が必要となります。

これらの環境整備については、市の災害用備蓄で対応するほか、関係団体、事業者との協定を締結するなど平常時から対応を検討します。

また、避難所において避難行動要支援者に対し適切な支援を行うため、配慮すべき状況などが避難所運営者など周囲に分かるような取り組みや、情報提供などについて考慮することが必要です。

避難所には、要配慮者の要望を把握するため、相談窓口を設け、要配慮者の状況に応じて、福祉、介護、医療などの専門事業者との連携を図ります。

なお、避難所となる施設の管理者と避難所運営担当者の相互理解のもと、連携して避難所を運営します。

②福祉避難所の指定

市は、特別な配慮が必要な要配慮者が適切な支援を受けることができるようにするため、福祉避難所を指定します。

民間の施設を福祉避難所に指定する場合は、施設設置者、管理者と事前に十分な協議を行うとともに、周辺関係者の十分な理解を得るよう努めます。

(5) 避難行動要支援者避難訓練の実施

避難行動要支援者の避難を迅速かつ適切に行うためには、平常時から町内会、民生児童委員、消防団、自主防災組織が行っている声かけや見守り活動といった取り組みを通じ、地域における連携を深めることが重要です。

こうした取り組みに加え、避難行動要支援者や避難支援等関係者ととも、地域の協力を得た避難訓練を実施することにより支援体制の充実を図ります。

(6) ハザードマップ等の整備・活用方法

ハザードマップ等を用いた避難場所などへの避難経路等の確認を平常時から行うよう地域住民への啓発に努めます。

併せて、町内会、消防団、自主防災組織、避難支援等関係者等とともに、平常時から要配慮者マップの作成に取り組みます。

また、要配慮者マップとハザードマップを活用し、円滑に避難支援を実施できる体制を構築します。

3 避難行動要支援者台帳の整備

(1) 避難行動要支援者情報の収集・共有の方法

市は、避難行動要支援者情報の収集・共有のため、避難行動要支援者名簿及び避難行動要支援者台帳を次のとおり整備します。

①情報収集

市が保有している市民の住所、年齢、氏名、生年月日、介護、障がいなどの情報に基づき、対象者リスト（一覧表）を作成します。

そのリストを活用して、以下の方法により災害時に援護を必要とする方の情報を収集します。（同意方式と手上げ方式の併用）

民生児童委員が同意を得る方（同意方式）

高齢者全般

- ・在宅で介護保険における要介護認定を受けている方
- ・在宅で身体障害者手帳1～3級・療育手帳・精神保健福祉手帳を所持されている方
- ・一人暮らしの高齢者の方、高齢者のみ世帯の方

市が同意を得る方（同意方式）

- ・在宅で介護保険における要介護認定を受けている方で第2号被保険者の方（特定疾患の方）
- ・在宅で身体障害者手帳1～3級・療育手帳・精神保健福祉手帳を所持されている方で高齢者以外の方

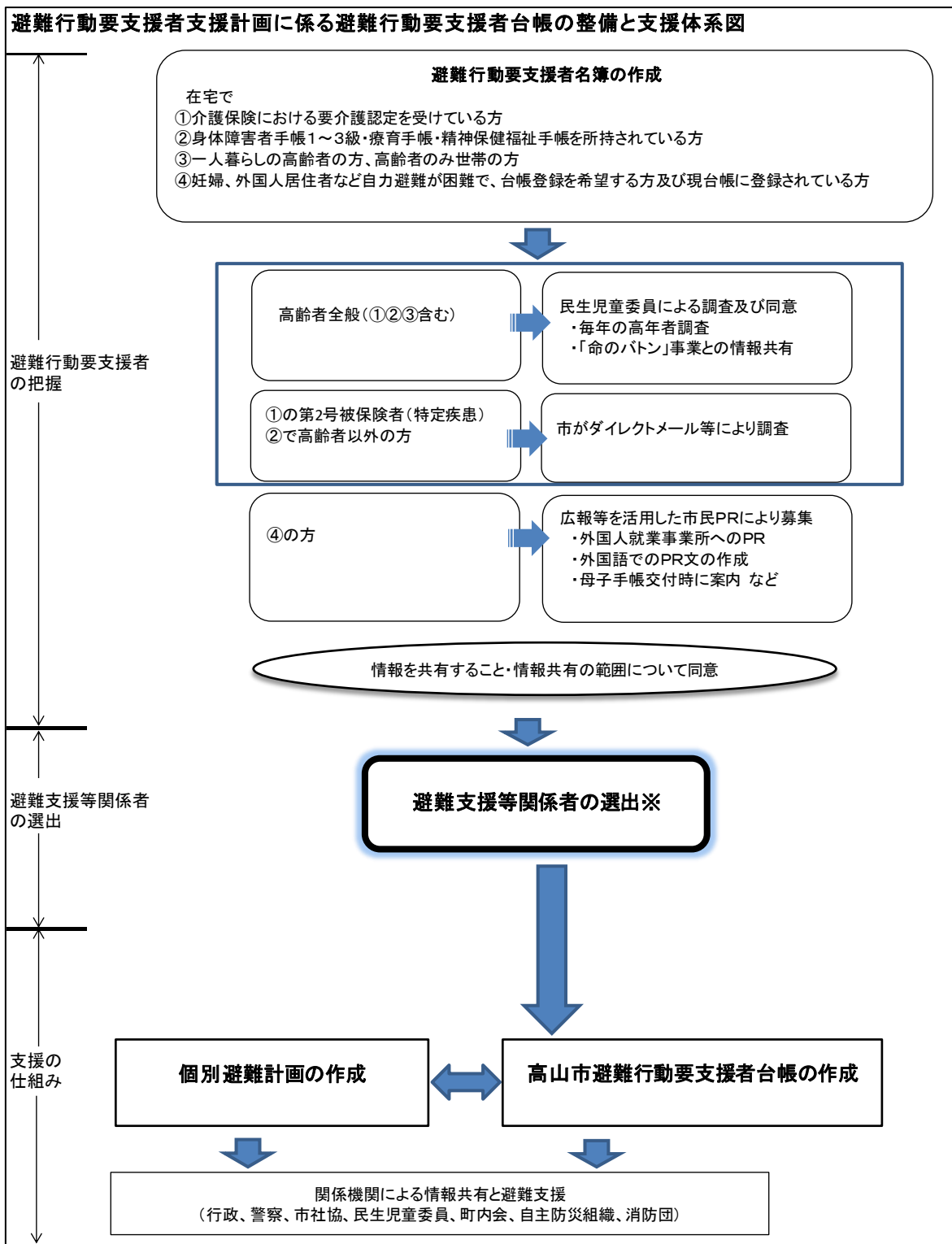
登録を希望される方（手上げ方式）

- ・その他妊婦、外国人居住者など自力避難が困難で、台帳登録を希望する方及び現台帳に登録されている方

② 情報共有

情報共有の範囲は、関係機関では、警察、高山市社会福祉協議会、居住管内の民生児童委員、町内会、自主防災組織、消防団とし、行政内部では、防災部局、福祉部局、消防部局、支所関係課とします。

(参考)

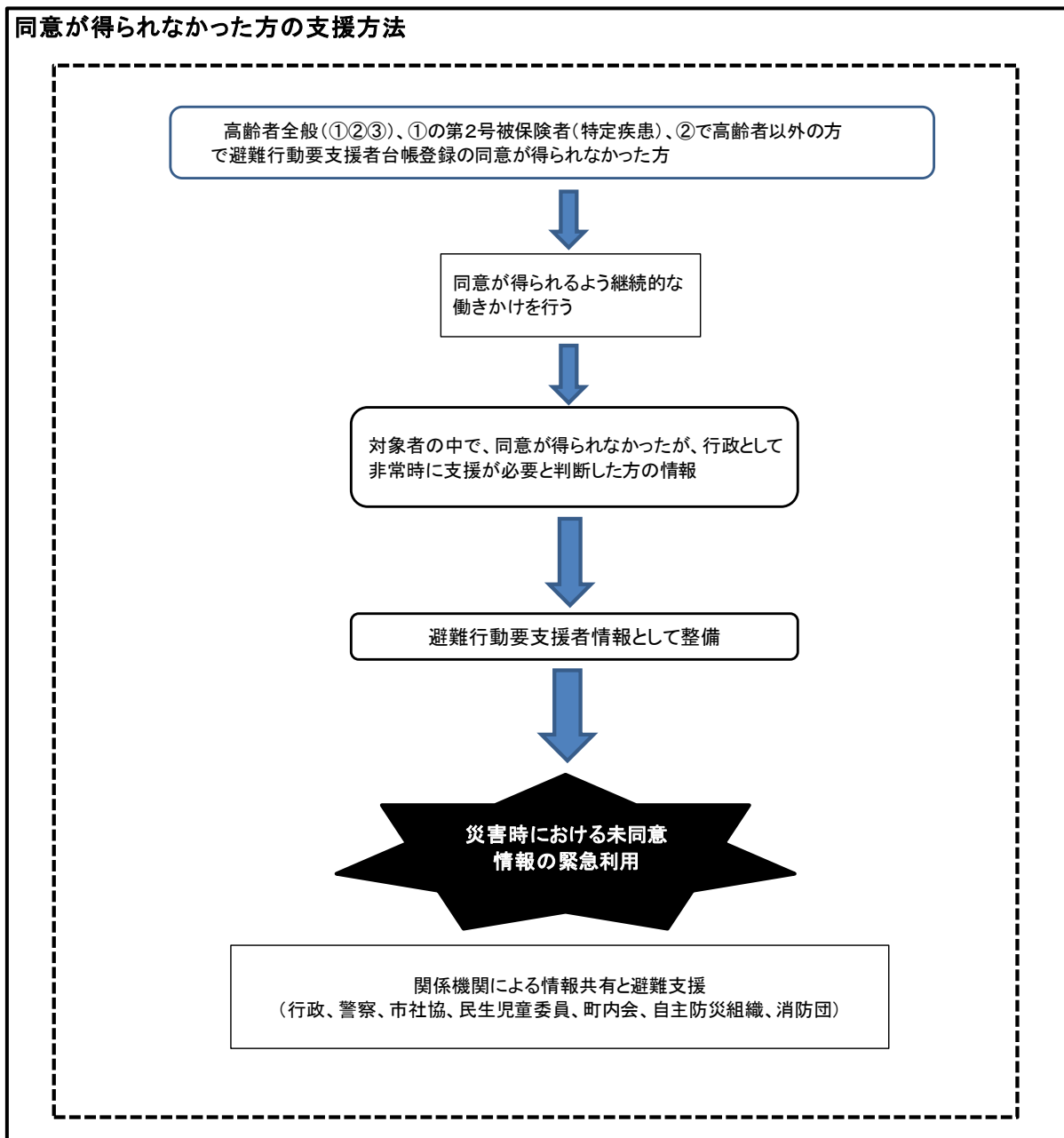


※避難行動要支援者の指定避難所までの第一次(初動)の避難支援にあたる避難支援等関係者は、平常時における町内会の班などにおける身近な地域での見守り活動の取り組みを踏まえつつ、町内会の班レベル(近隣の組織(方))を基本として選出します。

なお、避難行動要支援者台帳登録の同意が得られない方については、引き続き同意が得られるよう働きかけを行います。

避難行動要支援者名簿登載者のうち、避難行動要支援者台帳登録の同意が得られない方で、行政として支援が必要と判断した方については、避難行動要支援者情報として管理し、災害発生時に限り関係機関との共有を図り避難支援を行います。

(参考)



避難行動要支援者情報の把握手段として介護事業者などが保有している個人情報を活用することについては、それぞれの事業者における個人情報保護ルールに従う必要があるため、今後の検討課題とします。

避難行動要支援者情報は、市民の個人情報そのものであり、厳格な管理が必要であるため、避難行動要支援者情報を共有することとしている警察、高山市社会

福祉協議会、町内会、自主防災組織、消防団と市の間において、避難行動要支援者情報の管理などの基本ルールを定めます。

(2) 台帳記載事項

避難行動要支援者台帳に記載する事項は次のとおりとします。

① 避難行動要支援者に関すること

- 1) 世帯類型（障がいの程度等）・援護類型（常時等）
- 2) 氏名
- 3) 性別
- 4) 生年月日
- 5) 住所
- 6) 所属町内会（班）
- 7) 電話番号、FAX番号、メールアドレス
- 8) 緊急連絡先（昼、夜）
- 9) 身体状況（持病、介護時の留意点、補装具等）
- 10) 各種サービスの受給状況（内容、事業所）
- 11) かかりつけ医
- 12) 使用薬剤
- 13) 地区民生児童委員名
- 14) 防災ラジオ設置状況

② 避難行動要支援者の指定避難所までの第一次（初動）の避難支援にあたる避難支援等関係者に関すること

- 1) 避難支援等関係者の氏名、続柄、住所
- 2) 電話番号、FAX番号、メールアドレス
- 3) 連絡先（昼、夜）

※避難支援等関係者は災害発生時（初動）に確実に対応可能な方とします。

対象者一覧表及び避難行動要支援者台帳記載事項の更新については、年1回定期的に実施します。（ただし、避難行動要支援者や避難支援等関係者からの申請がある場合は随時対応します。）

4 個別避難計画の概要

災害が発生し又はその可能性が高まったときに、避難行動要支援者の避難誘導等を迅速かつ適切に実施するためには、あらかじめ避難行動要支援者一人ひとりについて、誰が支援して、どこの避難所等に避難させるかを定めておくことが必要です。

このため、市は、避難行動要支援者台帳の情報に基づき、警察、高山市社会福祉協議会、居住管内の民生児童委員、町内会、自主防災組織、消防団の協力を得るとともに、地域福祉懇談会等における市民意見及び高山市避難行動要支援者支援対策協議会での議論等を踏まえながら個別避難計画を策定します。

(1) 個別避難計画の基本方針

個別避難計画の基本方針については、高山市避難行動要支援者支援対策協議会において協議を行い、別に定めるものとします。

(2) 個別避難計画の策定方法

個別避難計画は、避難行動要支援者本人と避難支援等関係者など実際に避難支援に携わる関係者が中心となって、避難場所、避難経路、避難方法、情報伝達方法等について具体的に話し合いながら策定します。

(3) 個別避難計画の策定範囲

個別避難計画は、避難行動要支援者台帳登録者全員について作成します。

(4) 個別避難計画の共有範囲

個別避難計画の情報共有の範囲については、避難行動要支援者台帳と同様に、関係機関では、警察、高山市社会福祉協議会、居住管内の民生児童委員、町内会、自主防災組織、消防団とし、行政内部では、防災部局、福祉部局、消防部局、支所関係課とします。

(5) 個別避難計画の管理

個別避難計画は、避難行動要支援者台帳と同様に市民の個人情報であり、厳格な管理が必要であるため、個別避難計画を共有することとしている警察、高山市社会福祉協議会、町内会、自主防災組織、消防団と市の間において、基本ルールを定めます。